

○泉佐野市地域密着型サービス施設整備等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市が指定する地域密着型サービス事業者(指定予定者を含む)等がそのサービス提供のための施設整備等を行うにあたり、予算の定める範囲において泉佐野市地域密着型サービス施設整備等補助金を交付するものとし、その交付については、泉佐野市補助金等交付規則及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象事業は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱(以下、「空間整備要綱」という。)、もしくは大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱(以下、「確保基金要綱」という。)で定められた事業を対象とする。

2 前項の補助対象者は、非営利法人、もしくは市長が必要と認める者とする。

(補助対象経費等の算定)

第3条 補助対象経費は、施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用(旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等)をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)とする。ただし、負担金、補助金等において補助対象とされる費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる設備の購入費等を含む。

2 補助金の額は、予算の範囲内において、空間整備要綱または確保基金要綱に定める額を限度として、市長が定める。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) 施設整備等の見積書
- (5) 前年度の決算書類
- (6) 役員名簿
- (7) 法人の定款
- (8) その他市長が必要とした書類

(交付の条件)

第5条 補助対象者は、施設整備等を実施する際には、各法令を遵守するとともに、事前にその実施方法等について管轄消防署、その他必要である市の所管課等と協議しなければならない。

(事業の変更)

第6条 補助対象者は補助金の交付決定を受けた後において、事情の変更により申請の内容を変更しようとする場合は、泉佐野市地域密着型サービス施設整備等補助金事業計画変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、当該補助事業が当該年度内に完了するようしなければならない。また、事業完了後、泉佐野市地域密着型サービス施設整備等補助金実績報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(確定通知)

第 8 条 補助金等の額を確定したときは、泉佐野市地域密着型サービス施設整備等補助金確定通知書(様式第 8 号)により通知しなければならない。

(交付)

第 9 条 交付の請求は、泉佐野市地域密着型サービス施設整備等補助金請求書(様式第 9 号)によるものとする。

(関係書類等の保存)

第 10 条 補助金の交付を受けた補助対象者は、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした関係書類等を事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して 10 年間保存しておかななければならない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。